

MS101:2012 第4版 改定案 (D1.2) に対するパブリックコメント及び処置

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム 技術委員会処置 (凡例 ○:採用、 △:修正等、×:不採用)
1	日本検査キ ューエイ株 式会社 (JICQA)	7.1	4	G	「継続的に関与している要員」とあるが、どのように関与しているのかが不明である。また、関与の意味が明確ではない。	関与を定義づけること。 関与の方法及び度合を具体的に記述する。	回答:「継続的に関与」とは、例えば、航空、宇宙又は防衛分野の産業の企業等に直接雇用されていないなくとも、こうした組織の業務/活動に継続的に参画している事例も想定されています。 なお、根拠規格 SJAC 9104-1 では、関与の方法や度合に関する技術的事項を具体的に定めていませんので、本基準でも当該規格と同一の文言といたします。 ただし、今後、根拠規格 SJAC 9104-1 の運用事例が蓄積していく過程で、特に規定の明確化が必要とされる場合には、IAQG 内で、FAQ やレゾリューションの発行等、必要な処置が検討、実施される見込みです。
2	JICQA	8.2	9	G	「認証機関の組織によって」との記述は、認証機関なのか、組織なのかが不明である。	「認証機関によって」と修正する。	: ここでは、「認証機関が認証を提供する対象の組織によって、当該組織の OASIS データベース管理者が特定されていること」を意図しています。 これを明確にするために、「認証機関の」を削除し、「組織によって」と修正いたします。
3	JICQA	9.1.2 a)	2	E	「…組織に影響を及ぼし得るいかなる結果も…」 「及びし」は誤記	「…組織に影響を及ぼし得るいかなる結果も…」	○: ご提案のとおり修正いたします。
4	JICQA	9.1.2 c)		Q	第 2 段階審査は実施しても良いのか。		回答: 認定の一時停止を受けた段階で既に初回認証のための第 1 段階審査を終了している場合は、第 2 段階審査を行うことを妨げて

注: コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、 △：修正等、×：不採用)
							はいません。
5	JICQA	9.1.2 d)		Q	認証はしても良いのか。		回答：新規や再認証については、これらを行うことを妨げてはいません。(但し、9.1.2 f)による)
6	JICQA	9.1.2 h)		Q	他に定める条件とは何か。		回答：認定の一時停止の決定に際し、一時停止の要因を踏まえて、必要の場合に定める条件を意図しています。 これを明確にするために、根拠規格 SJAC 9104-1 を踏まえ、当該規定を「該当する場合、一時停止により、本協会が他に課す条件を忠実に守る。」と修正いたします。
7	JICQA	9.2.4		Q	「認証機関は、JIS Q 9100 審査についての契約又は審査を実施する前に、審査員のアクセスに関連する機密事項及び輸出入制限の対象がある場合には、それを組織に開示するとともに、審査サービス契約及び審査計画活動に含めることを確実にしなければならない。」とあるが、これはどういう意味なのか。機密事項及び輸出入制限については、組織が認証機関に開示するのではないか。		回答：認証機関として、審査員がアクセスすると判断した機密事項及び輸出入制限の対象を明確にし、組織に伝えることが求められています。そして同様に組織が特定している機密事項及び輸出入制限の対象と対比させ、漏れなく確実に、これらが審査サービス契約及び審査計画活動に含まれる結果につながることが求められます。 これを明確にするために、「認証機関は、JIS Q 9100 審査についての契約又は審査を実施する前に、審査員がアクセスする対象になり得る機密事項又は輸出入制限を組織に開示すること、また審査サービス契約及び審査計画活動に含めることを確実にしなければならない。」と修正いたします。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。